

# 岩手県旅行業協同組合 旅行条件書（国内主催旅行用）

## お申込のご案内

このツアーは、岩手県旅行業協同組合（岩手県知事登録旅行業第2-187号）が企画、募集して実施する主催旅行で、お客様は当岩手県旅行業協同組合と主催旅行契約を締結することになります。お申込頂く前にこの「ご旅行の条件」及び各コース毎のご案内と注意事項を必ずお読みください。

## ご旅行の条件

### 1. 主催旅行契約

- (1) この旅行は、岩手県旅行業協同組合（盛岡市材木町7-42 岩手県知事登録旅行業第2-187号。以下「当組合」といいます）が主催する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当組合と主催旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 当組合は、お客様が当組合の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本条件書、出発前にお渡しする確定書面（以下「最終日程表」といいます）及び当組合旅行業約款主催旅行契約の部（以下「当組合約款」といいます）によります。当組合約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によります。

### 2. 旅行のお申込方法及び契約の成立

- (1) 当組合又は当組合の受託営業所にて（以下「当組合ら」といいます）申込書（以下「申込書」といいます）に所定事項をご記入の上、次に定める申込金を添えてお申し込みいただきます。  
申込金は、旅行代金又は取消料もしくは違約料の一部として取扱います。
- (2) お申込金（ひとり）

①旅行代金が2万円未満	旅行代金全額
②旅行代金が2万円以上5万円未満	15000円以上旅行代金まで
③旅行代金が5万円以上10万円未満	30000円以上旅行代金まで
④旅行代金が10万円以上	旅行代金の20%
- (3) 当組合らは、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立していません。お客様は、当組合らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書と申込金を提出していただきます。尚、お客様から当該期間内に申込書と申込金の提出がなされないときは、当組合らは予約がなかったものとして取扱います（受付時間は当組合らの営業時間内とし、営業時間終了の後に着信したファクシミリ、電子メール等は翌営業日の受付となります）。
- (4) 旅行契約は、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当組合らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、又電話によるお申し込みの場合は、本項(2)により申込金を当組合が受理したときに成立するものとします。

### 3. お申し込み条件

- (1) 20才未満の方が単独でご参加の場合は、保護者の同意が必要です。15才未満の方は原則として保護者の同行を条件とさせていただきます。又、75才以上の方、妊娠中の方、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、障害をお持ちの方、その他の事由などで特別の配慮を必要とする方は、旅行お申し込み時にお申し出下さい。当組合は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、当組合は、旅行の安全かつ円滑な実施のために同伴者の同行や医師の診断書の提出等を条件とすることがあります。又、コースの一部について内容を変更させていただくか、より身体的にご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合もあります。
- (2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、参加者の性別、年令、資格、技能その他の条件が当組合の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 当組合は、旅行中にお客様が疾病、傷害、その他の事由により医師の診断または加療を要すると判断する場合は、必要な措置を取ることができます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- (4) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (5) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたときは、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) その他当組合の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

### 4. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当組合らは旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当組合の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書、等により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当組合はお客様に、集合時間、場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。（原則として旅行開始日の2週間～7日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等定期開催のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることができます。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします）ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以後の場合、旅行開始日当日にお渡しすることができます。

### 5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行日の前日から起算してさかのぼって14日前にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日の当組合が指定する期日までにお支払いいただきます。

### 6. 旅行代金の適用

- (1) 参加されるお客様のうち当該パンフレットに注記のない場合、満12才以上の方は大人旅行代金、満3才以上12才未満の方は子供旅行代金となります。3才未満の同伴幼児は、お客様のお申し出により特別手配した場合、実費を申し受けます。尚、各年令は旅行開始日当日を基準に適用します。
- (2) 申込金、取消料、違約金、変更補償金の額の算出の際に基準となる代金は、「旅行代金として表示した金額」に「追加代金として表示した金額（オプショナル代金、送迎用バスの追加料金等）」を加算したものとなります。
- (3) 旅行代金は、各コース毎に表示しています。出発日とご利用人数でご確認下さい。

### 7. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃・料金（特に明示する場合を除き航空機はエコノミークラスを、鉄道は普通車を利用します）
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・埠頭と宿泊場所／旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます）

- (3) 旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料・入場料）
- (4) 宿泊日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金（パンフレット等に特に別途の記載がない限り定員、相部屋の宿泊を基準とします）
- (5) 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
- (6) 手荷物の運搬料金  
お一人様スーツケース1個の手荷物運搬料金（航空機で運搬の場合はお一人様20kg以内が原則となっています。また、一部の空港・駅・港、ホテルではポーターがない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります）
- (7) 団体行動中の心付け
- (8) 添乗サービス料金・添乗員が同行する場合の必要な経費  
上記費用には、お客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

### 8. 旅行代金に含まれないもの

第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を次に例示いたします。

- (1) 超過手荷物料金（規定の重量、容積、個数を超える分について）
- (2) クリーニング代、電報電話料、ホテルボーイ・メイドに対する心付け、その他の追加飲食費等、個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- (3) 傷害、疾病に関する医療費。
- (4) ご希望者のみ参加するオプショナルツアー（別途料金の小旅行）の旅行代金
- (5) 旅行日程に含まれない交通費等の諸費用

### 9. 旅行内容の変更

当組合は、旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービス提供の中止（遅延、目的地空港の変更）その他当組合の関与し得ない事由により、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得るものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することができます。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明いたします。

### 10. 旅行代金の額の変更

- (1) 当組合は、著しい経済情勢の変化等により、通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、その改定差額だけ旅行代金を変更することができます。但し、旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前に当る日より前にお客様にその旨を通知いたします。
- (2) 当組合は、本項(1)の定める適用運賃・料金の減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 当組合は、旅行の実施に要する費用の減少を伴う契約内容の変更又は、第9項に基づく旅行費用の増加を伴う契約内容の変更がなされたときは、その範囲内において旅行代金を変更することができます。但し、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものは除きます。
- (4) 当組合は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後にお客様の都合により、当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載した旅行代金の額を変更いたします。尚、複数でお申し込みされたお客様の一方が契約を解除したために変更となったときは、別途お取り消しされたお客様より所定の取消料をいただきます。

### 11. お客様の交替

お客様はあらかじめ当組合の承諾を得て所定の金額の手数料を当組合にお支払いの上契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、契約上の地位は、当組合の承諾があったときに効力を生じ、以後契約上の地位を譲り受けた方がこの旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。尚、当組合はお客様の交替をお断りすることができます。

### 12. 旅行契約の解除【旅行開始前】

#### A. お客様の解除権

- (1) お客様は次に定める取消料をお支払いただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申し出は、当組合らの営業時間内にお受けいたします。（営業時間終了の後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の営業時間の受付となります）

取消の日	取消料
(1)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前にあたる日以前の解除（日帰りにあっては11日前）	無料
(2)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日前にあたる日以降の解除（日帰りにあっては10日前）（3～6ヶ月を除く）	旅行代金の20%
(3)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日以降の解除（3～6ヶ月を除く）	旅行代金の30%
(4)旅行開始日の前日及び前日の解除	旅行代金の40%
(5)旅行開始日の当日の解除（6ヶ月を除く）	旅行代金の50%
(6)旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%

(2) お客様は下記に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- ①契約内容の重要な変更が行われたとき。（但しその変更が第20項の別表左欄に掲げるものその他重要なものであるときには）
- ②天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ③当組合がお客様に対して、別途定める期日までに、最終旅行日程表を交付しなかったとき。
- ④当組合の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき。
- ⑤第10項(1)に基づき旅行代金が増額されたとき。

#### B. 当組合の解除権

- (1) お客様が所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当組合は旅行契約を解除することができます。このときは取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) つぎの各に該当する場合は、当組合は旅行契約を解除することができます。
  - ①お客様が当組合のあらかじめ明示した性別、年令、資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
  - ②お客様が病気その他の事由により当該旅行に耐えられないと認められたとき。
  - ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
  - ④お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前にあたる日より前（日帰り旅行は3日前にあたる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。
  - ⑤スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当組合があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれがあると極めて大きいとき。
  - ⑥天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由により

得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となつたとき、又は不可能となるおそれがあるとき。

(3) 当組合は本項(1)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差引いて払戻しいたします。

また、本項(2)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払戻しいたします。

### 13. 旅行契約の解除【旅行開始後】

#### A. お客様の解除

(1) お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領しなかった場合、又は途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

(2) お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスを受けられない場合は、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することができます。この場合において、当組合は旅行代金のうち不可能となった部分に係わる金額をお客様に払い戻しいたします。

#### B. 当組合の解除

(1) 当組合は、次に該当する場合、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

①お客様が、病気その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わないなど、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当組合の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

(2) 当組合が本項B(1)により旅行契約を解除したときは、当組合とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当組合の債務については、有効な弁済がなされたものとします。尚、お客様がいまだにその提供を受けている旅行サービスに係わる部分は払い戻しいたします。

(3) 当組合が本項B(1)①または③により旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な手配をいたします。

### 14. 旅行代金の払い戻しの時期

(1) 当組合は、旅行代金の減額や旅行契約の解除によって、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

(2) 第13項B(1)により旅行契約を解除したときには、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、または支払わなければならない費用は、これをお客様の負担とします。但し、お客様が第12項A(1)により取消料を支払わなければならないときを除きます。

この場合当組合は、旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる部分の費用から当組合らが当該旅行サービス提供者に支払い又は支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

### 15. 当組合の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、主催旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するため当組合の指示に従っていただきます。

### 16. 添乗員

(1) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示いたします。

(2) 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が旅行の安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当組合が必要と認める業務の全部または一部を行います。

(3) 添乗員が同行しない旅行にあっては、お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身が行っています。

(4) 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

### 17. 当組合の責任

(1) 当組合は、旅行契約の履行にあたって、当組合又は当組合が手配の全部又は一部を代行させた者（以下「手配代行者」といいます）の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当組合に対して通知があった場合に限ります。

(2) お客様が次に例示するような事由により損害を被られた場合は、原則として当組合は本項(1)の責任を負いません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止。

②運送・宿泊機関等の事故もしくは災害又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止。

③官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止。

④自由行動中の事故。

⑤食中毒。

⑥盗難。

⑦運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらのために生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮。

(3) 当組合は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、本項(1)の規定にかかるとおり、損害の翌日から起算して14日以内に当組合に対して通知があった場合に限り、お客様1名につき15万円を限度（当組合に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。

### 18. お客様の責任

お客様の故意、過失、又は法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当組合約款を守らないことにより、当組合が損害を被った場合は、当組合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

### 19. 特別補償

(1) 当組合は第17項の当組合の責任の有無を問わず、当組合約款特別補償規程で定めるところにより、お客様が主催旅行参加中に急激かつ偶然な外因の事故によりその身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害についてあらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

(2) 本項(1)の損害について当組合が第17項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当組合が支払うべき本項(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。

(3) お客様が主催旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、旅行日程に含まれない場合で山岳登攀（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当組合は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(4) 当組合の主催旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当組合が実施する主催

旅行（オプショナルツアーなど）については、主たる主催旅行の一部として取り扱います。

### 20. 旅程保証

(1) 組合は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（但し、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるもの以外の次の①～④に規定する変更を除きます）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。但し、当該変更について当組合は第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当組合は変更補償金を支払いません。

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変。

イ. 戰乱

ウ. 暴動

エ. 官公署の命令

オ. 運送・宿泊機関等にえおける欠航・不通・休業等旅行サービスの提供の中止

カ. 遅延・運送スケジュールの変更等、当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

(2) 第10項又は第11項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係わる変更の場合、当組合は変更補償金を支払いません。

③当組合は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、その変更の程度が、契約書面の内容を逸脱しない限りは、変更補償金を支払いません。

④当組合は、契約書面に記載されている旅行サービスの提供が、当該主催旅行の期間中に行われた場合、旅程の管理上生じた当該旅行サービスの提供を受けた「日付」や「順序」の変更については、重要な変更とは考えず変更補償金を支払いません。

(2) 当組合がひとつの旅行契約に基づき支払うべき変更補償金の額は、本項(1)の規定にかかわらず、お客様1名に対して旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。また、ひとつの旅行契約に基づいて支払うべき変更補償金の額がお客様1名に対して1,000円未満であるときは、当組合は、変更補償金を支払いません。

(3) 当組合は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払に替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含む）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低いものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります）	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0	2.0
⑥前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2 ④又は⑥に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。

注3 ⑥に掲げる変更については、①から⑤までを適用せず、⑥の料率を適用します。

### 21. 通信契約による旅行条件

当組合は、当組合らが発行するカード又は当組合らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」と）のカード会員（以下「会員」）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払を受ける」と（以下「通信契約」）を条件に旅行のお申し込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

（受託旅行業者により当該取り扱いができる場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります）

①準拠する約款は、「通信契約により旅行契約を締結するときに使用する当組合旅行業約款主催旅行契約の部」となります。

②契約成立は、電話による申込の場合は当組合らが契約を承諾したときに、他の通信手段による場合は、当組合らが契約を承諾する旨の通知を発したときとします。また、申込み時には「会員番号・カード有効期限」等を通知していただきます。

③「カード利用日」とは、旅行代金等の支払又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は、「契約成立日」とします。（ただし、契約成立日が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって22日目にあたる日よりも前の場合は「22日目にあたる日（休業日にあたる場合は翌営業日）」とします）また取消料のカード利用日は、「契約解除依頼日」とします。（ただし契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以後であった場合は、当組合らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日以内をカード利用日として払い戻します）

### 22. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

### 23. その他

(1) 旅行代金には消費税等諸税が含まれております。但し、宿泊・食事施設において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、当該料金に対して原則として消費税が課せられます。

(2) お客様のご都合による便変更、延泊等日程変更はできません。

(3) お客様のご便宜をはかるため、土産店にご案内することがありますが、お買物に際しましてはお客様の責任で購入していただきます。

(4) 当組合はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

(5) 当組合約款をご希望の方はご請求下さい。

旅行主催 岩手県知事登録旅行業第2-70号  
岩手県旅行業協同組合  
〒020-0063 岩手県盛岡市材木町7-42  
(社)全国旅行業協会会員

### お取扱店